

短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十八日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第七号

短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定める規則（令和元年広島県人事委員会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前			
<p>（特別休暇） 第十三条（略）</p> <p>一 次の表第十六号から第十八号まで又は第二十号の上欄に掲げる場合 次のいずれかに該当する職員 イ・ロ（略）</p> <p>二 次の表第十九号の上欄に掲げる場合 次のいずれかに該当する職員 イ・ロ（略）</p>	<p>（特別休暇） 第十三条（略）</p> <p>一 次の表第十五号の上欄に掲げる場合 次のいずれかに該当する職員 イ・ロ（略）</p> <p>二 次の表第十六号又は第十七号の上欄に掲げる場合 次のいずれかに該当する職員 イ・ロ（略）</p>	<p>休暇を受ける場合 （略）</p>	<p>休暇を受ける場合 （略）</p>	<p>期 間 （略）</p>	<p>期 間 （略）</p>
<p>十三 職員の出産</p>	<p>十二 母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第十条又は第十三条の規定による妊娠中又は出産後一年以内の女子職員の受ける保健指導又は健康診査</p>	<p>出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合は十四週間）前（前日から出産の日後八週間（出産の日以前）の期間が六週間に満たないこととなった場合にあっては、その満たない期間を八週間に加算した期間）を経過する日までの</p>	<p>十二 母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第十条又は第十三条の規定による妊娠中又は出産後一年以内の女子職員の受ける保健指導又は健康診査</p>		

<p>十四 職員（勤務時間規則別表第三の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>期間内において必要と認める期間</p>
<p>十五 市町村の非常勤の消防団員としての職を兼ねている職員が、火災等の災害出動、演習、訓練等の消防団活動を行う場合</p>	<p>（略）</p>
<p>十六 配偶者、父母、配偶者の父母、子（配偶者の子及び委託児童（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により里親である職員に委託された児童で子に該当しない者）を含む。以下この項において同じ。）若しくは孫（子の子をいう。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話を行うこと）をいう。以下この項において同じ。）を行う職員が当該職員以外に看護を行う者がいないため（義務教育終了前の子又は満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある障害のある子（以下「義務教育終了前の子等」という。）を養育する場合）にあつては、当該義務教育終了前の子等の看護のため）、又は次のイ若しくはロに掲げる職員が当該イ若しくはロに定める事項を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の会計年度において五日（以下「基本日数」という。）を超えない範囲内で必要と認める日又は時間。ただし、義務教育終了前の子等を二人以上養育する場合には、基本日数に当該義務教育終了前の子等の看護又はイに定める事項を行うために五日を加えた日数を超えない範囲内で必要と認める日又は時間とする。</p>
<p>十三 職員（勤務時間規則別表第三の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>（略）</p>
<p>十四 市町村の非常勤の消防団員としての職を兼ねている職員が、火災等の災害出動、演習、訓練等の消防団活動を行う場合</p>	<p>（略）</p>
<p>十五 配偶者、父母、配偶者の父母、子（配偶者の子及び委託児童（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により里親である職員に委託された児童で子に該当しない者）を含む。以下この項において同じ。）若しくは孫（子の子をいう。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話を行うこと）をいう。以下この項において同じ。）を行う職員が当該職員以外に看護を行う者がいないため（義務教育終了前の子を養育する場合）にあつては、当該義務教育終了前の子の看護のため）、又は義務教育終了前の子を養育する職員が当該義務教育終了前の子について次に掲げる事項を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の会計年度において五日（以下「基本日数」という。）を超えない範囲内で必要と認める日又は時間。ただし、義務教育終了前の子等を二人以上養育する場合には、基本日数に当該義務教育終了前の子の看護又は当該義務教育終了前の子についてイからハまでに掲げる事項を行うために五日を加えた日数を超えない範囲内で必要と認める日又は時間とする。</p>
<p>イ 疾病の予防のために予防接種又は健康診断を受けさせること。</p>	<p>（略）</p>
<p>ロ 感染症の予防のために又は気象警報等により在籍する学校等が臨時に休業となった場合の世話</p>	<p>（略）</p>
<p>ハ 在籍し、又は在籍す</p>	<p>（略）</p>
<p>（一）疾病の予防のため</p>	<p>（一）疾病の予防のため</p>

<p>十九 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家</p>	<p>十八 職員が配偶者の産前産後の期間において、出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する場合</p>	<p>十七 配偶者の出産</p>	<p>に予防接種又は健康診断を受けさせること。 (2) 感染症の予防のため又は気象警報等により、在籍する学校等が臨時に休業となつた場合の世話 (3) 在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事への出席 ロ 義務教育終了前の子等以外の子（満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子に限る。）を養育する職員 当該義務教育終了前の子等以外の子に疾病の予防のために予防接種又は健康診断を受けさせること。</p>
<p>(略)</p>	<p>配偶者の出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合は十四週間）前の日から出産の日後八週間（出産の日以前の期間が六週間に満たないこととなつた場合にあつては、その満たない期間を八週間に加算した期間）を経過する日までの期間内において、五日を超えない範囲内が必要と認められる日又は時間</p>	<p>配偶者の入院等の日から出産の日以後二週間を経過する日までの期間内において三日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間</p>	<p>配偶者の入院等の日から出産の日以後二週間を経過する日までの期間内において三日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間</p>
<p>十六 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家</p>			<p>ることとなる学校等が実施する行事への出席</p>
<p>(略)</p>			

<p>庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>		<p>二十 職員が不妊治療に係る通院等を行う場合</p>	<p>一の会計年度において十日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間</p>
<p>2 任命権者は、職員（次の表第三号の上欄に掲げる場合にあつては、次の各号のいずれかに該当する職員）に対し、同表の上欄に掲げる場合において職員が勤務しないことが相当であるときには、それぞれ同表の下欄に定める期間の無給の特別休暇を与えるものとする。</p>	<p>一・二 (略)</p>	<p>二十一 新型インフルエンザ等感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。）に関し、勤務時間規則第十条第一項の表第二十六号の規定により人事委員会が特に必要と認めた場合</p>	<p>(略)</p>
<p>一 妊娠中の女子職員が妊娠に起因する障害（つわり又は悪阻）により勤務することが困難と認められる場合</p>	<p>(略)</p>	<p>二 職員の生後満一年六月に達しない子の養育（男子職員にあつては、その</p>	<p>(略)</p>
<p>休暇を受ける場合</p>	<p>期 間</p>		

<p>庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>		<p>十七 職員が不妊治療を受ける場合</p>	<p>一の会計年度において六日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間</p>
<p>2 任命権者は、職員（次の表第四号の上欄に掲げる場合にあつては、次の各号のいずれかに該当する職員）に対し、同表の上欄に掲げる場合において職員が勤務しないことが相当であるときには、それぞれ同表の下欄に定める期間の無給の特別休暇を与えるものとする。</p>	<p>一・二 (略)</p>	<p>十八 新型インフルエンザ等感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。）に関し、勤務時間規則第十条第一項の表第二十六号の規定により人事委員会が特に必要と認めた場合</p>	<p>(略)</p>
<p>一 妊娠中の女子職員が妊娠に起因する障害（つわり又は悪阻）により勤務することが困難と認められる場合</p>	<p>(略)</p>	<p>三 職員の生後満一年六月に達しない子の養育（男子職員にあつては、その</p>	<p>(略)</p>
<p>一 職員の出産</p>	<p>期 間</p>	<p>出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合は十四週間）前日から出産の日後八週間（出産の日以前に満たないこととなった場合にあっては、その満たない期間を八週間に加算した期間）を経過する日までの期間内において必要と認める期間</p>	
<p>休暇を受ける場合</p>	<p>期 間</p>		

4 (略)	前項の 表第三 号	(略)	第二項 の表第 二十号	第十日	十日から、当該会計年 度においてこの号に規 定する特別休暇、勤務 時間規則第十条第一項 の表第八号の二に規定 する休暇又はこれらに 準ずる休暇の承認を受 けた日数を減じた期間 (当該承認を受けた日 数が十日を上回る場合 は、零日とする。)	(略)	(略)	第一項 の表第 十九号	(略)	(略)	第一項 の表第 十六号 (「基本日数」という。)」から、当該会計年度 においてこの号に規定 する特別休暇、勤務時 間規則第十条第一項の 表第十五号に規定する 休暇又はこれらに準ず る休暇の承認を受けた 日数を減じた期間(当 該承認を受けた日数が 五日を上回る場合は、 零日とする。)	(略)	(略)	3 当該会計年度においていずれかの職に任用 されていた者が当該会計年度の中途において 同一の任命権者により職員として新たに任用 される場合における職員として新たに任用さ れる期間について第一項の表第八号、第十六 号、第十九号及び第二十号並びに前項の表第 三号の規定を適用するときは、次の表の上欄 に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	三 要介護者の介護その他 の勤務時間規則第十条第 一項の表第十六号に規定 する人事委員会が定める 世話を行う職員が、当該 世話を行うため勤務しな いことが相当であると認 められる場合	(略)	配偶者が当該子を養育で きる場合を除く。)
			(略)	(略)	(略)			(略)	(略)						(略)		

4 (略)	前項の 表第四 号	(略)	第一項 の表第 十七号	六日	六日から、当該会計年 度においてこの号に規 定する特別休暇、勤務 時間規則第十条第一項 の表第八号の二に規定 する休暇又はこれらに 準ずる休暇の承認を受 けた日数を減じた期間 (当該承認を受けた日 数が六日を上回る場合 は、零日とする。)	(略)	(略)	第一項 の表第 十六号	(略)	(略)	第一項 の表第 十五号 (「基本日数」という。)」から、当該 会計年度においてこの 号に規定する特別休暇 勤務時間規則第十条第 一項の表第十五号に規 定する休暇又はこれら に準ずる休暇の承認を 受けた日数を減じた期 間(当該承認を受けた 日数が五日を上回る場 合は、零日とする。)	(略)	(略)	3 当該会計年度においていずれかの職に任用 されていた者が当該会計年度の中途において 同一の任命権者により職員として新たに任用 される場合における職員として新たに任用さ れる期間について第一項の表第八号及び第十 五号から第十七号まで並びに前項の表第四号 の規定を適用するときは、次の表の上欄に掲 げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	四 要介護者の介護その他 の勤務時間規則第十条第 一項の表第十六号に規定 する人事委員会が定める 世話を行う職員が、当該 世話を行うため勤務しな いことが相当であると認 められる場合	(略)	配偶者が当該子を養育で きる場合を除く。)
			(略)	(略)	(略)			(略)	(略)						(略)	(略)	

<p>第十四条 (略)</p> <p>2 前条第一項の表第八号、第十六号から第十八号まで及び第二十号並びに同条第二項の表第三号に規定する特別休暇(以下「特定休暇」という。)の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、それぞれ同表の下欄の規定にかかわらず、当該残日数の全てを使用することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(介護休暇) 第十五条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(介護時間) 第十六条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2 介護時間の期間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において、三十分を単位として、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて当該日に係る所定の勤務時間の時間数から五時間四十五分を減じた時間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十九条第一項の規定により部分休業を承認されている職員又は第十三条第二項の表第二号に規定する休暇(以下「育児休暇」という。)を承認されている職員にあっては、当該時間から当該部分休業及び育児休暇の承認に係る時間を減じた時間)を超えない範囲において必要と認められる期間とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第十四条 (略)</p> <p>2 前条第一項の表第八号、第十五号及び第十七号並びに同条第二項の表第四号に規定する特別休暇(以下「特定休暇」という。)の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、それぞれ同表の下欄の規定にかかわらず、当該残日数の全てを使用することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(介護休暇) 第十五条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 引き続き任用された期間(会計年度任用の職以外の職に任用された期間を含む。次条第一項第二号において同じ。)が一年以上であること。</p> <p>三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(介護時間) 第十六条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 引き続き任用された期間が一年以上であること。</p> <p>三 (略)</p> <p>2 介護時間の期間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において、三十分を単位として、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて当該日に係る所定の勤務時間の時間数から五時間四十五分を減じた時間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十九条第一項の規定により部分休業を承認されている職員又は第十三条第二項の表第三号に規定する休暇(以下「育児休暇」という。)を承認されている職員にあっては、当該時間から当該部分休業及び育児休暇の承認に係る時間を減じた時間)を超えない範囲において必要と認められる期間とする。</p> <p>3 (略)</p>
--	---

附 則

この人事委員会規則は、令和四年四月一日から施行する。